

生活保護法指定医療機関 御中
(病院, 有床診療所)

岡山市長 大 森 雅 夫
(公 印 省 略)

生活保護受給中の入院患者が転院を行う場合の書面連絡について

平素より生活保護法による医療扶助の実施につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成 26 年 8 月 20 日付社援保発 0820 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に基づき、生活保護受給中の入院患者が転院を行う場合には、転院の必要性について福祉事務所に事前に書面検討を行うこととなりました。

つきましては、貴院に入院中の被保護者が転院の際には、別添「転院事由発生連絡票」により、管轄の福祉事務所までご連絡いただきますようお願いいたします。(FAX可。)

なお、急性憎悪等に伴う緊急転院等の理由により、事前連絡ができない場合については、転院後、同様式にてご連絡いただきますようお願いいたします。

今後とも、生活保護制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

1. 連絡対象者 平成 26 年 12 月 1 日以降に転院予定の入院患者

2. 連絡様式 別添「転院事由発生連絡票」

・ ※様式につきましては、岡山市のホームページからダウンロードいただけます。

3. その他

(1) 転院の必要性について疑義がある場合にのみ、福祉事務所からご連絡いたします。

福祉事務所からの「転院許可」が下りるまで転院できない、という趣旨ではございませんので、転院手続きは従前どおりお進めください。

(2) 各区福祉事務所から同じ内容の通知が届くことがございますが、漏れなく周知する必要がございますので、ご了承ください。

(万一、入院病床がない医療機関に送付された場合は、あしからずご了承ください。)

【様式ダウンロード先】

岡山市トップページ > 事業者情報 > 事業を営んでいる方 > 生活保護法指定医療機関・介護機関 > 生活保護受給中の入院患者が転院を行う場合の対応について

【本通知についての問い合わせ先】

岡山市保健福祉局 生活保護・自立支援課
医療扶助適正化係 松岡・石井

電話：086(803)1244

FAX：086(803)1721

転院事由発生連絡票

福祉事務所長 様 (医療扶助適正化推進員扱い)

次の者については、これまで入院治療を行ってきましたが、下記のとおり転院の必要性が生じたため、連絡します。

患者氏名 (生年月日)		年 月 日
現在の治療状況	傷病名又は部位 <small>(現在入院治療中の主たる病名)</small>	(1) (2) (3)
	傷病の程度 <small>(入院治療が必要な理由・入院期間等)</small>	
	転院	平成 年 月 日
転院事由等	転院予定日	平成 年 月 日
	転院先予定医療機関 (ある場合)	
	転院が必要と認めた理由 <small>他院での治療が必要な理由 (現在入院中の医療機関では 傷病の治療ができない理由)</small>	
その他連絡事項		

連絡票記載医療機関: _____

記載者氏名: _____

TEL: () - _____

※連絡票は、転院予定日まで福祉事務所へご送付ください。(FAX可:番号裏面)

(福祉事務所記入欄)

嘱託医の意見	(印)
--------	-----

所長	所長代理	所長補佐	係長	担当者

適正化 推進員

福祉事務所名	FAX番号
岡山市北区中央福祉事務所	086-803-1753
岡山市北区北福祉事務所	086-251-6511
岡山市中区福祉事務所	086-272-7410
岡山市東区福祉事務所	086-944-1833
岡山市南区西福祉事務所	086-281-9621
岡山市南区南福祉事務所	086-261-7090